

京都環境フェスティバル 2026 開催業務に係る 委託業者募集要領

1 事業の趣旨・目的

地球温暖化防止、循環型社会の形成、自然環境の保全等の環境問題に対する府民の理解を深め、環境保全の意識の高揚や環境行動の実践につなげることを目的に開催する環境について楽しみながら学び考えることができる参加・体験型のイベント「京都環境フェスティバル 2026」（以下、「本事業」という。）を開催すること。

2 業務概要

(1) 業務名

京都環境フェスティバル 2026 開催業務

(2) 業務内容

別添「京都環境フェスティバル 2026 開催業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

(4) 委託上限額

9, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都環境フェスティバル実行委員会
(事務局：京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課)
電話 075-414-4830 FAX 075-414-4705
メールアドレス datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和7年6月17日(火)から令和7年7月16日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「京都環境フェスティバル」(<https://www.pref.kyoto.jp/kankyofes/news/2026itaku.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

令和7年7月16日(水) ※提出期限後に到着した応募書類は無効

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る)

5 事前説明会

(1) 開催日時

令和7年6月24日(火) 午前10時から午後11時まで

(2) 開催場所

オンライン (Zoom)

(3) 申込方法

令和7年6月23日(月)までに電子メールにより、件名を「京都環境フェスティバル 2026 開催業務委託に関する事前説明会申込」とした上で、本文に「会社名、連絡先、出席者名」を記載し、4(1)に送信すること。

(4) 留意事項

当該日時に参加できないことを理由に、説明会の視聴を希望される場合は、アーカイブ動画を送付する。

6 質疑・回答

(1) 受付期間

令和7年6月24日（火）午前11時から令和7年6月26日（木）午後5時（必着）まで

(2) 質疑方法

電子メールにより、4(1)に提出すること。

(3) 質疑様式等

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、「京都環境フェスティバル2026開催業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日

令和7年7月2日（水）午後5時まで

(5) 回答方法

4(2)イに記載のホームページに掲示 ※質問がない場合は掲示しない。

7 応募書類

(1) 提出書類等

ア 参加表明書（2部）

・様式は別添のとおり。

イ 企画提案書（10部）

・仕様書を熟読し、別表（評価基準）も併せて参照の上、作成すること。

・当日の会場レイアウト等を示した図面を添付すること。

ウ 見積書（1部）

・企画提案内容（仕様書記載内容を含む。）の総見積価格を記載すること。

・製作・設営・撤去、広報、企画・運営・管理等の各項目について、見積の基礎となる内容と数量等の積算内訳を明記すること。

・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

エ 京都府税の滞納がないことの証明（1部）

・発行日から3箇月以内のもの（コピー可）。

オ 消費税及び地方税の納税証明（1部）

・発行日から3箇月以内のもの（コピー可）。

カ 会社概要（10部）

・既存のもので可。

・直近の決算年度の財務諸表を添付すること。

キ 実績調書（10部）

・本業務に類似したイベントの開催実績過去5年分（開催年・イベント名称・主催者・規模等）を記載すること。

(2) 作成方法の注記等

ア 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載し

ないこと。

イ 2(4)委託上限額以内の額で企画提案を行うこと。

ウ 用紙は、A4判(図表については、A3判をA4判に折り込むことも可)とする。

エ 7(1)イ企画提案書のページ数は、5～10ページ程度とする。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は、返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、事業の成果品の一部であるポスター、チラシ等印刷物の著作権は京都環境フェスティバル実行委員会(以下、「実行委員会」という。)に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価項目

別表(評価基準)のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。実施日時、場所等については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書及び見積書について、別表(評価基準)に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、総見積価格が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、当該価格が同額の場合は、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された総見積価格が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。再提出された総見積価格が同額の場合はくじ引きにより候補者を選定する。

ウ ア及びイにかかわらず、総合点の得点率が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) 失格事項

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 総見積価格が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

- (1) 候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、次の項目について京都府ホームページ「京都環境フェスティバル」(<https://www.pref.kyoto.jp/kankyofes/news/2026itaku.html>)において公表する
ア 候補者の名称、総合点及び選定理由
イ ア以外の参加者の名称及び総合点
- (2) (1)イの参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記することとし、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しないものとする。

10 契約手続

- (1) 契約交渉の候補者として選定された者と実行委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則159条第2項各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正又は再提出をすることはできない。ただし、実行委員会から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

別表（評価基準） ※ 8 (1) (3) 参照

評価項目	評価内容	配点
1 全体評価		小計 20
(1) 提案内容の実現性	仕様書に基づき、具体的に記載されており、かつ内容について実現性があるか	5
(2) 事業への知識・理解	事業内容及び目的に関する知識・理解が十分にあるか	5
(3) 事業効果	環境問題に対する府民の理解を深め、環境保全の意識の高揚や環境行動の実践につなげることが期待できる提案内容か	10
2 技術評価		小計 100
(1) 会場レイアウト	ア 来場者が会場内をくまなく回ることができるよう周遊性の高い全体レイアウトになっているか	5
	イ 出展団体のブース配置について、スタンプラリーの動線を踏まえながら、来場者に分かりやすいゾーン展開とし、目的のコーナーやブースにたどり着きやすく、かつ、現在地を把握しやすいレイアウトになっているか	5
(2) 企画・広報	ア 開催テーマに沿った内容のイベント企画が提案されているか	15
	イ 事業目的に即したオープニングセレモニーの企画が提案されているか	15
	ウ 集客力のあるイベント、ミニステージ、スタンプラリー等の企画が提案されているか	30
	エ 目標入場者数を達成できる見込みのある広報戦略やアンケートの回収率向上のための工夫が提案されているか	20
(3) 環境配慮	イベント全体を環境に配慮したもの（環境負荷の少ないもの）にするための提案となっているか	5
(4) 京都らしさ	企画全体が京都の独自性を感じられるような提案となっているか	5
3 客観評価		小計 30
(1) 業務実績	本業務に類似した業務又は同規模のイベントの受託実績の有無	5
(2) 執行体制	提案内容を確実に実施できる人員体制の明示の有無	5
(3) 府内企業	府内の本社、支店又は営業所の有無	5
(4) 価格点	15 点 × （最低価格/提案価格）	15
4 総合評価		合計 150

【配点基準】評価項目 1 から 3 について、下表の 5 段階で評価する。

配点	極めて優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
30 点	30 点	24 点	18 点	12 点	6 点
20 点	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
15 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
10 点	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
5 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点